

第3次健康いといがわ21の策定について

1 健康いといがわ21とは

市民一人ひとりの「健康寿命の延伸」を目標に掲げ策定された、当市の健康増進計画

2 策定の経緯

- ・平成15年 健康増進法施行(第8条2項に市町村健康増進計画策定が規定)
- ・平成19年3月 健康いといがわ21策定(平成18年度～平成27年度)
- ・平成28年3月 第2次健康いといがわ21策定(平成28年度～令和5年度)
- ・令和4年5月 第2次健康いといがわ21の実施期間の延長(平成28年度～令和6年度)

3 第3次計画の策定方針

健康日本21(第三次)は、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上の取組を進めることで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指すといった方向性のもと、令和5年度中の策定が進められている。当市では、この国の計画に基づいて、第3次健康いといがわ21を策定する。

4 策定スケジュール

	市議会等	策定審議会 (健康づくり推進協議会)	庁内委員会および事務局	
令和5年 8月		第1回策定審議会 ・策定計画概要報告		評価と骨子案作成
12月			第1回庁内委員会の開催 ・計画策定の概要 ・事業評価 ・分野別課題の検討	
令和6年 1月				計画素案作成
2月		第2回策定審議会 ・事業評価、分野別課題の審議		
3月	市民厚生常任委員会 ・計画策定概要報告			
4月～6月			第1回・2回 庁内委員会の開催 ・行動計画・数値目標の検討	
8月		第1回策定審議会 ・計画素案説明と審議		
9月	市民厚生常任委員会 ・計画素案説明			
10月	パブリックコメント			
11月			第3回庁内委員会 ・パブリックコメント等を踏まえ計画案策定	
12月	市民厚生常任委員会 ・パブリックコメント等を踏まえた計画案の説明			
令和7年 1月				
2月		第3回策定審議会 ・最終計画案審議		計画案作成
3月	市民厚生常任委員会 ・策定報告		策定	
4月	計画策定周知(計画概要版 全戸配布予定)			